## 2024年4月スタート!新しい「建築物の省工ネ性能表示制度」が始まります!

山口県建築指導課審査班

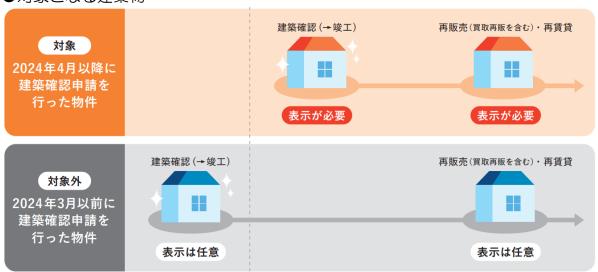
2024年4月から、建築物の販売・賃貸を行う事業者は、新築建築物の販売・賃貸の広告等(※1)において、省エネ性能の表示ラベルを表示するよう努めなければなりません(※2)。

- (※1) 新聞・雑誌広告、チラシ、パンフレット、インターネット広告などが対象となります。
- (※2) 国土交通大臣は表示方法等を告示で定め、従わなかった場合は勧告等を行うことができます。 新築以外の既存建築物についても表示は推奨されますが、表示しない場合の勧告等の対象と はなりません。

## 「建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度」とは

販売・賃貸事業者が建築物の省エネ性能を広告等に表示することで、消費者等が建築物を購入・賃借する際に、省エネ性能の把握や比較ができるようにする制度です。 住まいやオフィス等の買い手・借り手の省エネ性能への関心を高めることで、省エネ性能が高い住宅・建築物の供給が促進される市場づくりを目的としています。

## ●対象となる建築物



●省工ネ性能表示制度の発行物は、ラベルと評価書の全2種類です。







●ラベル例(建物種類、評価方法、再工ネ設備の有無でラベルが異なります。)



表示すべき事項:一次エネルギー消費量の多段階評価、外皮性能の多段階評価

(住宅)、評価年月日

任意の表示事項:再エネ利用設備の設置、第三者評価、目安光熱費(住宅)等

●詳しい内容は、国土交通省の特設サイトをご覧ください。 (<a href="https://www.mlit.go.jp/shoene-label/">https://www.mlit.go.jp/shoene-label/</a>)